

発電事業特別会計 積立金管理運用規程

発電事業特別会計積立金管理運用規程

（目 的）

第1条 本土地改良区は発電施設の更新及び改良に必要な財源に充てるため発電事業特別会計積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

（積立金の額）

第2条 発電事業において毎事業年度剰余金が生じた場合に、予算の範囲内で積立をすることができる。

（管 理）

第3条 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

（積立金の処分と運用）

第4条 積立金の運用から生ずる収入は、発電事業特別会計収入支出予算に計上してこの積立金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 理事長は、毎会計年度における発電事業特別会計収入支出予算内の支出をするため、現金に不足を生じたときは、確実な繰戻し方法、金額および期間を定めて、積立金を繰り替えて運用することが出来る。

（積立金の処分）

第6条 積立金は、第1条の目的の財源に充てる場合、又は発電事業の運営により欠損金を生じた場合の欠損処理に充てる場合に限り、総代会に付議して積立金を処分することができる。

2 理事長は前項の付議後に緊急止むを得ない事由により、付議にかかる事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

（実施細則）

第7条 この規程に定めるもののほか、積立金の管理に関し必要な事項は理事長が定める。

付 則

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。